

奈良県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年8月18日

奈良県公安委員会

委員長 植野康夫

奈良県公安委員会規則第7号

奈良県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

奈良県道路交通法施行細則（昭和48年12月奈良県公安委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

別表第2の2自動車専用道路の表一般国道24号の項第2号中「奈良県御所市大字條90番11先」を「奈良県五條市畑田町（和歌山県境）」に改め、同項第3号を削る。

附 則

この規則は、平成29年8月19日から施行する。